

## 港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社グリーバル（以下「乙」という。）は、令和2年4月1日付けで締結した「港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第50条に基づき、本協定の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

### 記

1 原協定第5条に、次のように追加する。

(25)西町つなぐ児童遊園

ア 所在地 港区高輪三丁目5番5号

イ 施設概要 452.81平方メートル

2 原協定第30条第5項について、次のように改める。

5 次に掲げる場合には、実績に応じて清算するものとする。

(1) 修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生したとき。

(2) 実績が事業計画における見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号

港 区

港 区 長 武 井 雅 昭 ⑩

乙 港区芝一丁目12番7号

株式会社グリーバル

代表取締役 村 木 孝 ⑩